

年金記録に係る苦情のあっせん等について

平成19年8月24日

総務大臣は、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会のあっせん案を踏まえ、本日、社会保険庁長官に対し、次のとおり、年金記録に係る苦情のあっせんを実施しました。

また、国民年金関係1件、厚生年金関係1件の計2件については、年金記録の訂正は必要でないとする年金記録確認中央第三者委員会の判断を踏まえ、その旨の通知をしました。

【概要】

1. あっせんの件数

年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

9件

2. 内訳

- | | |
|------------------|------|
| (1) 中央第三者委員会関係 | (3件) |
| ○ 国民年金関係 | 2件 |
| ・ 保険料納付の有無に関するもの | (2件) |
| ○ 厚生年金関係 | 1件 |
| ・ 標準報酬月額等に関するもの | (1件) |

- (2) 地方第三者委員会関係 (6件)
- あっせん案の類型別内訳 (すべて国民年金関係)
 - ・ 保険料納付の有無に関するもの (6件)
 - 地方第三者委員会別内訳
 - 埼玉 (1件)
 - 神奈川 (1件)
 - 新潟 (1件)
 - 大阪 (1件)
 - 京都 (1件)
 - 広島 (1件)

3. 年金記録の訂正を不要と判断したもの

- 2件
- 国民年金関係 1件
- 厚生年金関係 1件